

第201回
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第2号

令和3年2月3日かすみがうら市農業委員会告示第2号をもって、令和3年2月10日(水)
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第201回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和3年2月10日(水) 午後2時00分開会
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1番 栗山 千勝	2番 塚本 勝男	3番 海東 功	4番 外塚 孝雄
5番 塚本 茂	6番 飯田 敬市	7番 貝塚 光章	8番 井坂 孝雄
9番 谷中 昌	10番 中山 峰雄	11番 鈴木 良道	12番 久松 弘叔
13番 市川 敏光	14番 栗原 進一	15番 欠 員	

4. 欠席委員

なし

5. 説明のため出席した者

事務局長 大久保 定夫 局長補佐 酒井 宏
主任 松澤 智之

6. 議事録署名委員

1番 栗山 千勝 14番 栗原 進一

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- ⑤ 議案審議について
議案第7号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定
について
議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定
について(農地中間管理事業)
議案第12号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配
分計画案の意見の決定について
議案第13号 遊休農地の非農地判断について
- ⑥ その他

8 閉会

午後3時5分開会

事務局長	<p>それでは、只今から、令和2年度 第201回農業委員会総会を開会いたします。只今の出席委員は14名で、会議規則第7条の定足数に達しております。よって、総会は成立しております。</p> <p>それでは、会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、中山会長にお願いいたします。</p>
議長	中山会長あいさつ
議長	はじめに、事務局長より諸般の報告をお願いします。
事務局長	(諸般の報告朗読)
議長	次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。 議事録署名委員は会議規則第16条第2項の規定により、14番 栗原 進一 委員、1番 栗山 千勝 委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記は、事務局職員の松澤主任を指名いたします。
議長	次に、日程の決定についてお諮りいたします。 只今から午後5時までとしたいと思いますがいかがでしょうか。
	(異議なしの声あり)
議長	ご異議ございませんので、午後5時までといたします。
議長	次に報告第3号から報告第4号までの報告案件ですが、委員の皆様には、すでに議案書が配布されていますので、事務局説明は省略いたしまして、さっそく質疑に入ります。 報告案件について、ご意見ご質問等ありましたら、お願いします。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。
議長	それでは、議案審議に入ります。 「議案第7号農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。
議長	最初に、番号3番について審議いたします。なお、番号3番については、2番 塚本勝男委員が議事参与の制限となりますので、農業委員会等に関する法律第31条及びかすみがうら市農業委員会規則第13条の規定により退席願います。
	(2番 塚本勝男委員退席)
議長	事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
14番 栗原委員	2月3日午前9時から霞ヶ浦庁舎において、谷中委員と鈴木委員と私、栗原の3名で書類審査後、現地調査を実施してきました。それでは説明します。 番号3番は、●●地内の●●公民館から約600m北西に位置する畑3筆になります。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。野菜を作付けする計画です以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考え

	ます。委員の皆様の更なるご審議の程、よろしく願いいたします。
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議 長	これより、議案審議に入ります。 番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号3番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	2番 塚本勝男委員の入室をお願いします。 (2番 塚本勝男委員 入室)
議 長	次に、番号1番、番号2番及び番号4番から番号9番について審議いたします。 なお、番号9番については、この後の農地法第5条許可案件の番号9番と関連がありますので、農地法第5条の許可と併せて審議をお願いします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議 長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
14番 栗原委員	番号1番は、●●地内 ●●●●●から約600m西に位置する田2筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。水稻を作付けする計画です。 続きまして、番号2番は、●●●集落の公民館から約400m北東に位置する田2筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。水稻を作付けする計画です。 続きまして、番号4番は、●●地内 ●●集落の公民館から約600m北西に位置する畑2筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。植木を作付けする計画です。 続きまして、番号5番は、●地内、●●●●●の北側に隣接する畑1筆と●●●●●の南西に隣接する畑2筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。飼料作物を作付けする計画です。 続きまして、番号6番は、●●公園から約1.1km西に位置する田3筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。水稻を作付けする計画です。 続きまして、番号7番は、●●●公民館から約300m北に位置する畑1筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。栗を作付けする計画です。 続きまして、番号8番は、●●地内 ●●●●●工場から約50m東に位置する田4筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。レンコンを作付けする計画です。 番号9番につきましては、5条番号9番と関連する案件なので5条の説明の際一括で説明します。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。 委員の皆様の更なるご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議 長	これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号2番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号4番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号5番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号5番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号5番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号6番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号6番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号6番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号7番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号7番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号7番は、原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長	番号8番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号8番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号8番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第8号農地法第4条の規定による許可申請について」上程いたします。事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議 長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
11番 鈴木委員	それでは説明いたします。 番号1番、図面番号1番も併せてご覧ください。申請地は●●地内 ●●●●●●●●から約700m西に位置する畑1筆になります。こちらは第1種農地と判断しました。現況は、既に農業用倉庫が建てられており始末書が添付されております。今回、申請人は農家住宅新築にあたり、既存の農業用倉庫について是正したいと考え、併せて申請に至りました。申請地は第1種農地ですが、集落に接続されていることから、不許可の例外に該当します。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議 長	これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第8号農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第9号農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議 長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
9番 谷中委員	それでは説明いたします。 番号1番、図面番号2番も併せてご覧ください。 申請地は、●●地内、●●集落公民館から約250m西に位置する畑1筆になります。こちらは、第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業のため、今回の申請に至りました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件

は満たしていると考えます。
 続きまして番号2番になります。図面番号3番も併せてご覧ください。申請地は、●
 地内、●●●●から約100m西に位置する畑3筆になります。こちらは、第1種農地と
 判断しました。申請人は、農業用倉庫建設のため、今回の申請に至りました。申請
 地は第1種農地ですが、転用目的が農業用施設ですので不許可の例外に該当します。
 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると思
 えます。
 続きまして、番号3番になります。図面番号4番も併せてご覧ください。申請地は、
 ●地内、●●●●の北側に隣接する畑2筆になります。こちらは、第1種農地と判断
 しました。
 申請人は、牛舎建設のため、今回の申請に至りました。申請地は第1種農地ですが、
 転用目的が農業用施設ですので不許可の例外に該当します。転用による周辺農地へ
 の影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。
 続きまして、番号4番になります。図面番号5番も併せてご覧ください。申請地は、
 ●●●●●●●●●●の北東に位置する畑1筆になります。こちらは第3種農地と判断
 しました。申請人は、太陽光発電事業のため今回の申請に至りました。転用による
 周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。
 続きまして、番号5番になります。図面番号6番も併せてご覧ください。申請地は、
 ●●●●●●●●●●の350m南西に位置する畑1筆になります。こちらは、第2種農地と
 判断しました。申請人は、事業で使用する駐車場用地取得のため、今回の申請に至
 りました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たし
 ていると考えます。
 続きまして、番号6番になります。図面番号7番も併せてご覧ください。申請地は、
 ●●地内、●●●●●●●●の800m南東に位置する畑1筆になります。こちらは、第2
 種農地と判断しました。申請人は、自己住宅のため、今回の申請に至りました。
 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると思
 えます。
 続きまして、番号7番、8番は譲受人が同一なので一括で説明します。図面番号8番
 も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●の600m南西に位置する畑2筆
 になります。こちらは、第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業の
 ため、今回の申請に至りました。番号7番は進入路、番号8番は太陽光発電事業用地
 です。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしてい
 ると考えます。
 続きまして、番号9番と3条の9番は営農型太陽光発電施設関連なので一括で説明し
 ます。図面番号9番も併せてご覧ください。申請地は、●●地内、●●●●の200m
 北西に位置する畑1筆になります。
 こちらは第2種農地と判断しました。申請人は、営農型太陽光発電事業のため今回
 の申請に至りました。申請内容については、太陽光パネル300枚を設置し、その下
 で栗を作付けする計画です。書類審査・現地調査を行い許可にあたって支障はない
 と判断しました。許可要件を満たしていると考えます。
 また、国では2種農地内は一時転用期間が最長10年間設定できる事とされていま
 す。新規の申請であり、今後経過観察が必要だと考えますので、3年間で相当であ
 ると判断しました。
 以上、委員の皆様の更なる審議の程よろしく申し上げます。

議 長

只今、事前調査員の方の説明が終わりました。

議 長

これより、議案審議に入ります。
 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可
 することに、賛成の方は挙手をお願いします。

議 長

全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長	番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号2番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号3番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号4番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号5番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号5番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号5番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号6番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号6番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号6番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号7番、番号8番は、隣接地で関連がありますので、一括審議といたします番号7番、番号8番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号7番、番号8番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号7番、番号8番は、原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長	次に、番号9番について審議いたします。なお、番号9番は、議案第7号の番号9番と関連がありますので、一括審議といたします。ご意見ご質問等ございますでしょうか。
4番 外塚委員	説明では、栗を植えるという計画なんですけど、どうなんですかね、皆さん、栗は日陰でできるものではないので、違うものを作ってもらおうとか、指導したほうが良いのではないですかね。
2番 塚本委員	高さはどれくらいなの。
事務局	栗ということで心配なされていると思うのですが、栗はけっこう高くなると思うのですが、こちらの方なんですけど、太陽光パネル 国で言っている基準が最低地上高が2mということで数値があがっているのですが、一応、栗をやるということで、今回は3mまで最低地上高をあげるという、基本的には、そんなに上に伸ばしていけないので、なるべく横の方に伸ばしていくような形で、上の方は継ぎながら、横に伸ばしていくようにやっていきたいということでお話は伺っています。
4番 外塚委員	事務局のお話では、棚の下で作るとのことだな。
事務局	棚の下になります。
4番 外塚委員	栗なるのですか。
事務局	3年間やって考えるといっていました。
事務局	ここは2種農地なので、通常10年間とれるのですが、まず3年間、はじめての事業なので、3年間は観察期間として、必要かと思ひまして、3年間で妥当かなということなんです。3年間で成長具合を観て、延長するときにも、もちろん経過をみながら、今後3年間、期間なんかも考えていきながら、設定していくしかないかと考えています。
1番 栗山委員	パネルの大きさは。
事務局	1.6mの1mです。
1番 栗山委員	今、営農型でパネルが動くのがあるが。
事務局	書類上は、そういうのではないです。
12番 久松委員	栗の苗木の台木でも作ったほうが良いのではないか。
4番 外塚委員	反対はしないけど、作る作物を考えてもらったほうがよいのでは。
13番 市川委員	ただ、前にも●●●●●●から入っていったところに、親戚の栗畑を借りていたのですが、栗を拾うのが間に合わなくて返したのですよ。
議 長	3年間様子みて、3年間経過したところで、また判断するという事で指導なりするという事でどうですかね。
11番 鈴木委員	横に伸ばすということなので、いい栗ができるということですよ。
議 長	その他、ご意見ありましたらお願いします。
12番 久松委員	3年で10粒くらいしかないよ。
事務局	この土地は第2種農地ということで、営農型ではなくて、普通の太陽光もできる土

	地なんです。本人のほうにも話したんですけど、どうしても栗をやりたいということで、受け付けた経過はあります。県の農業会議のほう確認しましたら、第2種農地なので、栗を植えてみて、生育状況が悪くて、実がならないような時は、営農型ではなくて普通の太陽光発電をやっても問題ない土地なので、切り替えて、申請を出し直してもらったらいいのではないかとという指導はいただいております。
4番 外塚委員	最初から普通の太陽光やればいいのに。
11番 鈴木委員	いや、試験的にやるのだよ。
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号9番及び議案第7号の番号9番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号9番及び議案第7号の番号9番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第7号農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」及び「議案第9号農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。 なお、議案第9号の番号2番、番号3番については、3,000㎡以上の案件となることから、16日の茨城県農業会議諮問案件になりますので、委員の皆さんにはご承知おき願います。
議 長	次に、「議案第10号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程します。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、説明いたします。 11ページをご覧ください。今回利用権の設定は、全体で45件、面積は112,822㎡です。内訳は新規28件、再設定が17件で主な作付け作物は水稻・レンコンです。農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第10号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第10号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第11号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程します。 事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは説明いたします。 17ページをご覧ください。茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画が1件、面積が11,040㎡です。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。

議 長	議案第11号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第11号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第12号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程します。 事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、説明いたします。19ページをご覧ください。 市長より、令和3年1月26日付けで農用地利用配分計画案の意見が求められています。計画案につきましては、茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案が6件、面積11,040㎡です。議案第11号の中間管理権を得るための内容となります。これにより管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が認可し公告することにより、新たに受け手に農地を貸し付ける流れとなります。以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第12号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第12号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第13号遊休農地の非農地判断について」上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、説明いたします。 20ページをご覧ください。平成21年12月11日付けで国から通知があった農地法の運用について、遊休農地に関する措置を行った農地等に関する取扱いに基づき、一覧の農地が農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの審議を求めるものです。 一覧の土地は、昨年8月から9月にかけて調査した、農地法第30条に規定された農地利用状況調査において、農地への復元が著しく困難と判断したB分類の農地になります。本議案が承認された場合、次年度以降の利用状況調査において、調査対象から除外されます。なお、該当の土地は、全体で537筆、面積は455,281.1㎡です。内訳は、畑が63筆、面積47,930㎡、田が474筆、面積407,351.1㎡です。 なお、本議案を承認いただいた後、非農地判断された土地の所有者には、本日お手元にお配りしている非農地通知書及び地目変更登記のお願いを送付する予定です。非農地通知書については、法務局で地目変更を行う際の必要添付書類となります。また、今回の非農地通知情報については、税務課に提供を予定しております。提供後すぐに課税地目が変更されるのではなく、税務課が現地調査等を行った上で課税地目が変更されることとなりますので併せてご了知おきください。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第13号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第13号遊休農地の非農地判断について」は、原案のとおり

	り決定いたしました。
議 長	<p>以上で、本日の議案審議は終了しました。 その他、農業委員さんから、何かありましたらお願いします。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>次に、来月の総会は、3月10日(水)午後2時から予定しております。なお、次回の 事前調査員は、久松弘叔委員、栗山千勝委員、外塚孝雄委員です。日時は、3月3 日(水)午前9時から、霞ヶ浦庁舎大会議室といたします。 よろしくお願ひ致します。</p>
議 長	他に事務局からありますか。
事務局	活動記録第3四半期集計結果並びに今後の活動について
議 長	<p>以上を持ちまして、第201回総会を閉会いたします。 慎重審議大変ご苦勞様でした。</p>

かすみがうら市農業委員会会議規則第16条第2項により署名する。

かすみがうら市農業委員長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____